

# 令和8年度「訪問支援による社会的自立サポート事業」に係る 委託業務に関する公募型企画コンペ実施要領

## 1 業務内容

- (1) 委託業務名 訪問支援による社会的自立サポート事業に係る委託業務  
(2) 委託業務の仕様等 別紙業務委託仕様書による  
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 参加資格に関する事項

次の要件を全て満たし、令和8年1月1日時点で佐賀県内に事務所を有する民間企業、NPO法人、その他の法人または法人外の団体とする。

また、県内に事務所を有する団体等を主体として複数の団体と共同で提案・参加することもできる。ただし、この場合、次の「参加要件」の適用は共同する団体全てに適用される。なお、(9)については確認のため佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本事業が児童生徒に対する学校復帰へ向けた支援体制構築を目指すものであることから、学校の教職員と積極的に連携を図ることができる業者・団体であること。
- (2) 学校復帰が困難な不登校児童生徒等への訪問支援を行うことから、本事業の趣旨を理解し、児童生徒の学校復帰へ向けた支援に熱意を持って積極的に取り組む意欲と能力、また児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する資格等を持つ者を確保し派遣できる業者・団体であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (10) 本業務の実施に当たっては、県の要請に応じ隨時来庁して適切に対応できる体制を整えていること。

### 3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室（生徒支援担当）  
所在地 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59（佐賀県庁旧館 2 階）  
電話 0952-25-7222  
ファックス番号 0952-25-7633  
電子メールアドレス gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法  
令和8年2月13日（金）から同3月2日（月）まで佐賀県ホームページに掲載する。

### 4 説明会 実施しない。

### 5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第2号等）に関係資料を添付のうえ、上記担当室に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年3月2日（月）午後5時まで  
(2) 参加資格の確認結果は、令和8年3月4日（水）までに通知する。  
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当室に持参又は郵送すること。

- (1) 企画提案書（様式第6号）の内容は、別紙説明書のとおりとする。  
(2) 提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時まで  
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 7 プレゼンテーションの日時及び場所（予定）

- (1) 日時 令和8年3月11日（水）午後  
(※詳細は参加申込者に通知します)  
(2) 場所 佐賀県庁旧館2階 教育委員会室  
(3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。  
(4) プレゼンテーションについては、別紙説明書のとおりとする。

### 8 結果の通知

令和8年3月19日（木）までにすべての参加者に対し通知する。

### 9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙1のとおりとする。  
(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。  
(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

### 10 その他

- (1) 契約保証金  
ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。  
イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供する

ことができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1 人で 2 以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は、参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、企画提案内容が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

ア 説明書による。

イ この公示に掲げる手続は、令和 8 年 2 月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

## 11 問合せ先、参加申込書・企画提案書等・質問提出先

佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室（生徒支援担当）

所在地 〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59（佐賀県庁旧館 2 階）

電話 0952-25-7222（直通）

FAX 0952-25-7633

E-mail gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp